

# **岐阜県中学校運動部活動指針**

**～これからの運動部活動～**

**平成28年6月**

**岐阜県教育委員会**

---

## 目 次

---

<b>1. 岐阜県中学校運動部活動指針の策定に当たって</b> . . . . .	1
(1) 策定の趣旨 . . . . .	1
(2) 計画期間 . . . . .	2
(3) 全体構成 . . . . .	2
<b>2. 運動部活動を取り巻く状況</b> . . . . .	3
(1) 少子化による影響 . . . . .	3
(2) ニーズの多様化 . . . . .	5
(3) 指導者の不足 . . . . .	8
(4) 教員の多忙化 . . . . .	9
<b>3. 運動部活動をめぐる課題</b> . . . . .	13
(1) 運動部活動の位置付けにかかわる課題 . . . . .	13
(2) 運営体制にかかわる課題 . . . . .	14
(3) 指導力にかかわる課題 . . . . .	14
<b>4. 運動部活動をめぐる課題解決の視点</b> . . . . .	15
(1) 課題解決の視点 . . . . .	15
(2) 運動部活動をめぐる課題と課題解決の視点との関連 . . . . .	16
<b>岐阜県中学校運動部活動指針　ーダイジェスト版ー</b> . . . . .	17
<b>岐阜県中学校運動部活動指針　～これからの運動部活動～</b> . . . . .	19
1 基本方針 . . . . .	19
2 運　　営 . . . . .	21
3 管　　理 . . . . .	22
4 指導体制 . . . . .	24
5 配慮事項 . . . . .	26
<b>5. 岐阜県中学校運動部活動指針ロードマップ</b> . . . . .	29

---

# 1. 岐阜県中学校運動部活動指針の策定に当たって

## (1) 策定の趣旨

岐阜県教育委員会では、中学校の運動部活動を補完するため、保護者が運営主体となったクラブ活動が増加してきた状況を踏まえ、生徒の健全育成という願いの実現に向けて、学校・保護者・社会人指導者がそれぞれの役割を果たし、十分な連携のもとに密接な関係を保つことができるよう、平成24年4月に「これからの運動部活動」を作成し、運動部活動の推進を図ってきました。

さらに、平成26年3月には、体罰が社会問題となったことを受け、運動部活動における体罰根絶を図るため、体罰を引き起こす要因や体罰を根絶するための指導者の心得等を加筆した「これからの運動部活動」(改訂)を作成し、運動部活動の指導内容や方法について必要な検討、見直し、工夫改善を図ってきました。

しかしながら、少子化や生徒のニーズの多様化、指導者の不足、教員の多忙化など、中学校の運動部活動をめぐる課題は、ますます複雑化・多様化し、特に、学校規模が縮小しても運動部数の削減が進まないことや、運動部活動とクラブ活動との円滑な連携が図れないことなどについては、教員の負担感等の問題から即時的な解決策が見出せず、将来的に、健全な運動部活動の成立が危惧される状況にあります。

一方、子供を取り巻く社会環境や生活様式の変化は、幼少期から体を動かして遊ぶ機会の減少を招いています。文部科学省による全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、本県の小学生の体力は全国平均並みですが、ここ数年はやや低下傾向にあり、中学生の体力は全国平均を上回っているものの、横ばい傾向にあります。そのため、各学校においては、児童生徒が運動やスポーツに触れる機会を多くもち、運動やスポーツへの意識を高め、体力の向上を促進する必要があります。

特に、心身の成長の過程にある中学生にとって、スポーツに親しむことは、体力を向上させるとともに、公正さと規律を学ぶ態度や克己心を培うなど人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

これらのことから、中学校における教育活動の一環として位置付く運動部活動には、生涯にわたってスポーツに親しんだり、追究したりする資質や能力を高めるとともに、学年や学級を超えた人間関係の中で、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などの社会性を高めることができる意義のある活動として、今後もその一層の充実を図るための新たな取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、岐阜県教育委員会としては、平成27年8月から平成28年2月にかけて市町村教育委員会や中学校の代表者、岐阜県中学校体育連盟代表者、有識者等で構成する「岐阜県中学校運動部活動検討会」を開催し、運動部活動をめぐる諸課題に対応し、健全な運動部活動を推進していくための運営や指導の在り方等を議論していただきました。

本指針に示す内容は、検討会における議論を踏まえ、中学校の運動部活動の将来を見据えた上で、運動部活動のあるべき姿を描き、運営・指導において必要である又は配慮が望まれる基本的な事項、留意点を整理したものです。

本指針を踏まえて、各市町村教育委員会、学校、指導者（顧問の教員及び外部指導者）が、学校や地域の実情にも配慮しながら、その実現に向けて運動部活動の内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な運営・指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを願うものです。

## （２）計画期間

平成28年度から平成30年度までの3年間

## （３）全体構成

運動部活動は、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校の教育活動の一環として、生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしています。

本指針では、こうした意義を有する運動部活動において、生徒が自立して取り組む力を育成する指導を充実し、学校、家庭、地域それぞれの役割を明確にした上で必要な連携を図り、地域の特色を生かして取り組むことができるようにすることを基本方針としています。

そして、この基本方針に基づき、生徒の主体性を尊重し、参加の効果を一層高めるための運営の在り方、バランスのとれた生活や成長のための管理にかかわる活動基準を示すとともに、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制の在り方を示しています。

また、こうした運営や管理、指導体制のもとに運動部活動を推進していくに当たって必要な配慮事項等を整理するとともに、本指針を着実に推進するためのロードマップを設定しています。

### 【基本方針】

スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る運動部活動

【運営】 生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営

【管理】 バランスのとれた心身の成長、学校生活を送るための管理

【指導体制】 学校や地域の実態に応じた適切な指導体制

### 【配慮事項】

基本方針に基づく運営・管理・指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

## 2. 運動部活動を取り巻く状況

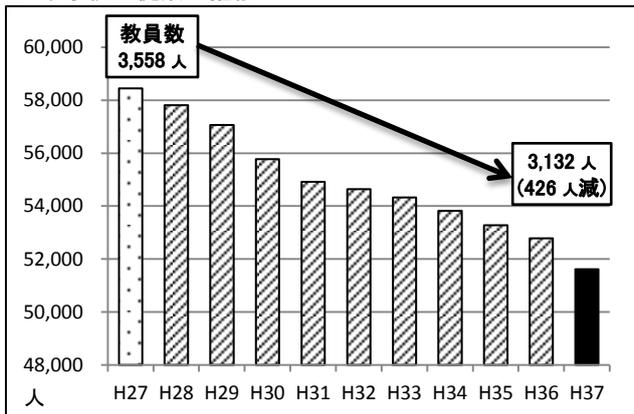
### (1) 少子化による影響

#### ① 生徒数の減少に伴う運動部数及び部員数の変化

本県の中学校における生徒数は、10年後の平成37年には、6,835人の減少が予想されており、これに伴って、教員数も426人減少するという試算がなされています。現在、各中学校においては、生徒の希望や保護者、地域の要望等に応え、可能な限り多くの運動部を設置している状況にありますが、今後は、部員数の更なる減少により、従来の運動部数の確保が困難となることが十分に考えられます。

こうした状況を踏まえ、各中学校は、生徒数の減少に伴う教員数の減少に応じた適正な運動部数を設置するとともに、生徒の意見や保護者の要望、地域における総合型地域スポーツクラブ等の設置状況等を考慮して運動種目を選定していく必要があります。

■ 中学校生徒数の推移



(H27 県教育委員会調査)

■ 生徒数と運動部設置数

生徒数	部活動数						
	0~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~
0~99	18	21					
100~199	3	21	8				
200~299		5	15	3			
300~399		1	9	12	6		
400~499			3	14	6		
500~599			1	3	11	1	
600~699			1	2	2	2	1
700~799				1	6	3	
800~					2	3	1

(H27 県中学校体育連盟調査)

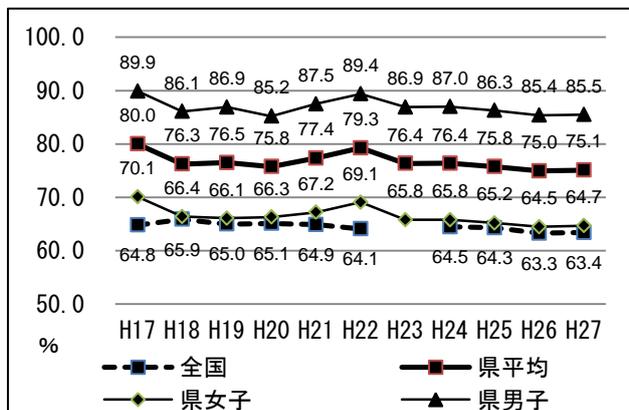
#### 【課題】

■ 少子化に伴って教員数が減少しているものの、中学校に設置している運動部数の削減が進まず、複数の顧問で指導に当たることができないために、部活動を指導する教員の負担感が増大しています。

#### ② 部活動の加入状況

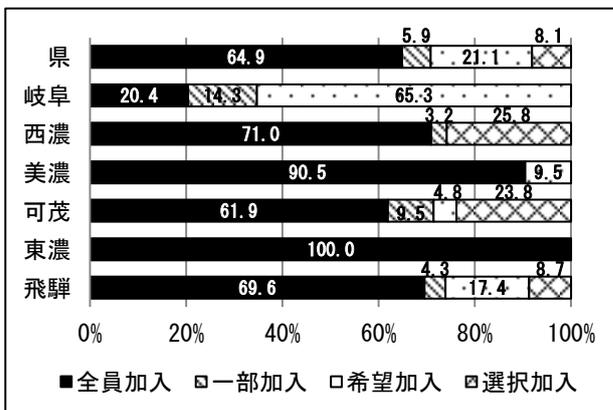
本県の運動部活動加入率は、全国平均を大きく上回っており、特に、男子の加入率は例年高い傾向にあります。その要因として、スポーツクラブ等による活動が盛んに行われる地域が少ないことから、そうした地域の中学校では、スポーツの意義や運動部活動の教育的効果から、個々の生徒の家庭や地域における活動が優先されるよう配慮しつつ、生徒全員が部活動に加入していることが挙げられます。

■ 運動部活動の加入率



(県中学校体育連盟調査)

■ 部活動の加入形態



(H27 県中学校体育連盟調査)

しかしながら、今後、学校に設置する運動部活動の精選が進むことを鑑み、運動部活動の加入については、地域における総合型スポーツクラブ等の設置状況を踏まえつつ、生徒の自主的・自発的な参加によるものであるという、運動部活動の本来の意義を尊重していくことが求められます。

**【課題】**

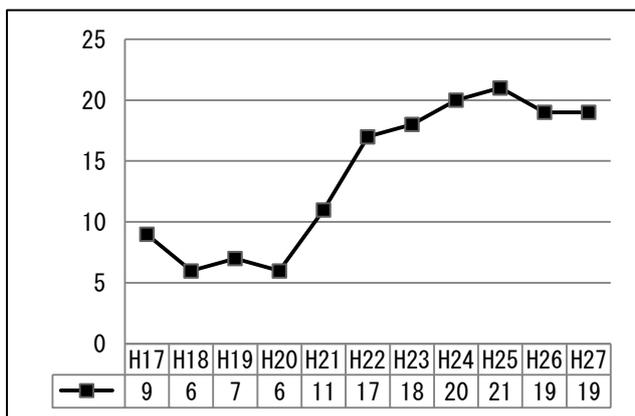
- 生徒全員が加入し、教育活動としての部活動を優先する場合には、本来、自発的・自主的に行われる部活動が、生徒の家庭や地域における活動への参加を制限してしまうこともあります。

**③ 複数校合同部活動の実施状況**

本県の中学校体育連盟においては、部員数の減少によって単独でチーム編成ができない運動部も総合体育大会へ参加できるよう、一部の運動種目に限り、複数校合同チームに関する規定が設けられています。現在は、関係中学校の実情等により、同一市町村内に限らず異なる地域の学校同士によるチーム編成も行われていますが、設置数は横ばい傾向にあります。

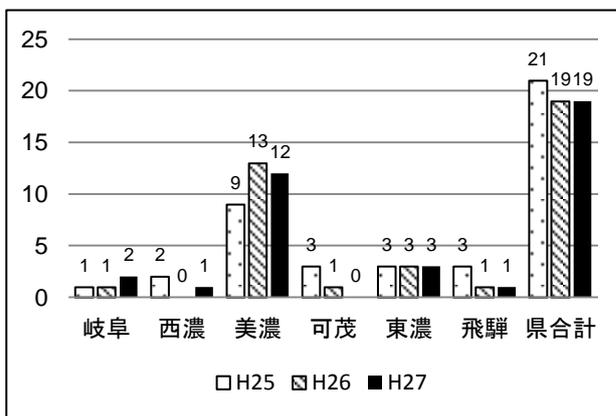
今後、各中学校に設置する運動部活動の精選に当たって、大会参加に限らず、生徒の希望や保護者、地域の要望等に応え、専門的な技術指導力を確保するためなどの運営上の問題を解決するためには、同一地域において学校数や部員数を問わず運動部を合同設置する複数校合同部活動を促進していくことが求められます。

■ 複数校合同チーム登録数の推移



(県中学校体育連盟調査)

■ 複数校合同チーム地区別登録数



(県中学校体育連盟調査)

**【課題】**

- 部員数が減少し単独でチームが編成できない運動部に限らず、専門的な技術指導ができる顧問がいない場合に、近隣の学校と合同で部活動を行う際には、中学校総合体育大会へ参加する条件に見合った学校間でないと合同部活動が実施できないため、顧問自身に競技経験がない、また、指導経験の浅い顧問が単独で指導に当たらざるを得ない状況にあります。

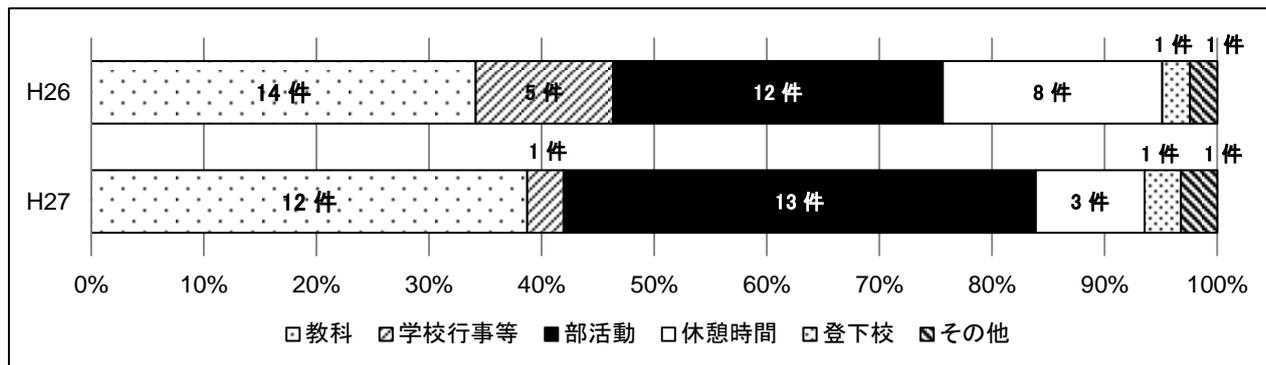
**④ 部活動における事故の発生状況**

中学生の交通事故や水難事故等を除く、教育活動中の学校事故の報告件数をみると、平成 26 年度、平成 27 年度のいずれも部活動中における事故が大きな割合を占めています。けがの程度については、「ボールが目当たる」、「接触して転倒した際の骨折」などの他、「熱中症」による救急搬送が多く見られます。

このような事故報告から、運動部活動の指導に当たっては、個々の生徒の健康状態を事前に把握することによるけがや事故の未然防止とともに、活動中においても、安全な運動部活動を実現するための指導とともに、事故等が発生した際の適切な救急対応が求められます。

そのためには、各中学校は、1つの運動部活動に対して複数の顧問を配置し、不測の事態に適切に対応できる安全管理体制を整備することが必要です。

■ 学校事故（交通事故・水難事故を除く）報告件数



(H27 県教育委員会調査)

【課題】

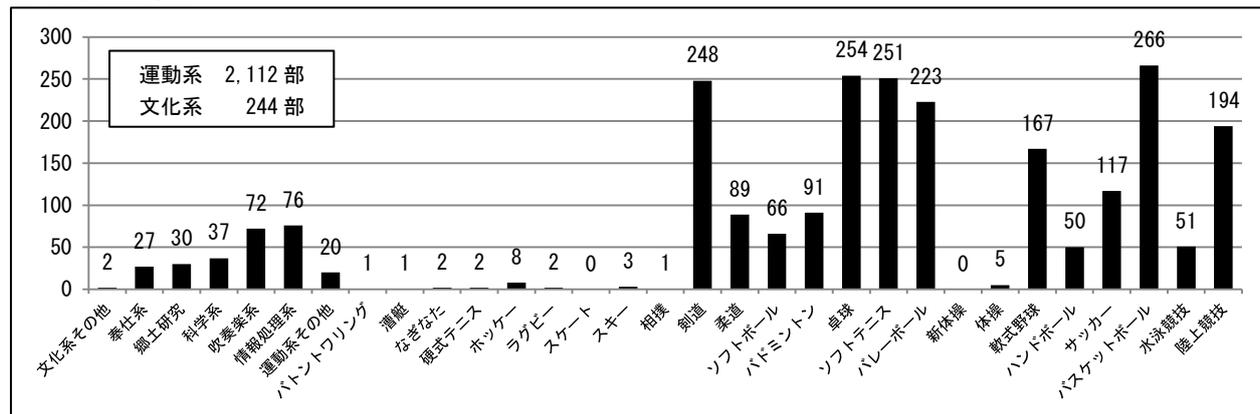
■ 中学校に設置している運動部数の削減が進まず、複数顧問による指導体制が十分でないことは、運動部活動中の事故の未然防止とともに、不測の事態が発生した場合にも、生徒の生命を最優先とした対応が十分にできないことにつながります。

(2) ニーズの多様化

① 部活動の登録状況

平成 27 年度の各中学校における部活動の設置状況は、運動系部活動が 2,112 部、文化系部活動が 244 部設置されています。運動部活動は、個々の生徒が興味・関心や適正等に基づき、中学校 3 年間を通して継続的に取り組もうとする運動種目等を自らの意志で決定し、個性や能力の伸長を図るものです。したがって、各中学校においては、生徒の自主的・自発的な活動を促すことができるよう、可能な限り多くの運動部を設置し、各運動部において個々の生徒に主体的に自立して取り組む力を、発達の段階に応じて育成しようと努めています。

■ 部活動登録数



(H27 県中学校体育連盟調査)

【課題】(再掲)

■ 少子化に伴って教員数が減少しているものの、中学校に設置している運動部数の削減が進まず、複数の顧問で指導に当たることができないために、部活動を指導する教員の負担感が増大しています。

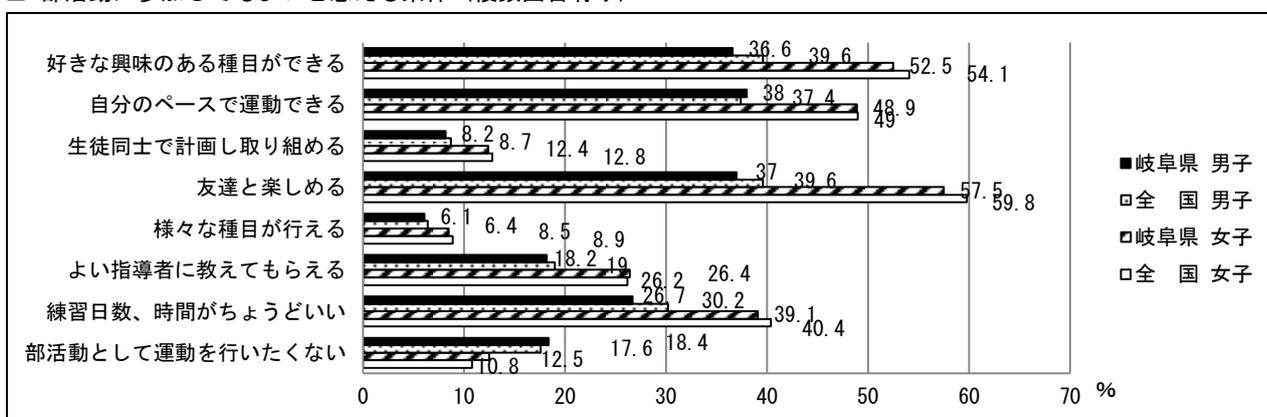
## ② 生徒の多様なニーズへの対応

中学生の部活動に対する参加条件は、取り組みたいスポーツの種目選択のみならず、興味のあるスポーツについて技能の向上や記録への挑戦を重視する生徒、友達と楽しみたい生徒、さらには、自分なりのペースで運動に組み込みたい生徒等、その目的は様々です。

運動部活動は、生徒がスポーツに親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するという意義を有し、生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割を担うものです。したがって、各中学校は、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、中学校3年間を通して自立して取り組む力を育成できるよう、学校の教育目標の具現につながる指導目標及び方針を設定する必要があります。

その際には、学校組織全体で運動部活動の指導目標及び方針を検討して作成し、顧問となる教員間で指導内容や方法の共通理解を図るとともに、活動を通して生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直す必要があります。

### ■ 部活動に参加してもよいと思える条件（複数回答有り）



(H27 全国体力・運動能力、運動習慣等調査)

### 【課題】

- 生徒の多様なニーズや意見があるにもかかわらず、指導者の一方的な指導方針に基づく指導や勝つことのみを重視した指導が優先され、学校の教育目標を踏まえた運動部活動の指導方針が徹底されない状況が見られます。

## ③ 保護者が運営主体となったクラブ活動の状況

本県では、運動部活動に所属する生徒の保護者が運営主体となった保護者クラブが、運動部活動を補完する役割を担ってきました。平成27年度の活動状況は、平日においては運動部活動終了後に引き続きクラブ活動として行う割合が20%あり、夜遅くまで活動が行われています。また、休日においては、全てをクラブ活動として活動する、若しくは、運動部活動と併用して活動する割合が41.7%あり、中には、4時間を超えてクラブ活動が行われたりする場合があります。

こうした状況は、生徒の活動欲求の充足や教員の負担軽減につながっている反面、運動部活動とクラブ活動がともに、大会等で勝つことを重視していることが要因と考えられます。

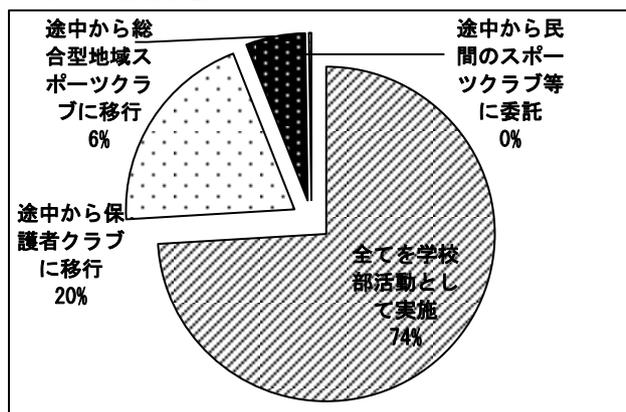
運動部活動において、勝利を目指すこと自体はスポーツのもつ特性等から自然なことであり、より高い水準の技能や記録に挑戦することを学校が支援することは問題とされることはありません。しかしながら、勝利にこだわるあまり、生徒にとって過重な練習を強いることは、教育活動としての運動部活動の意義から逸脱するものです。運動部活動とクラブ活動の指導者が共に活動を過熱化させれば、生徒や保護者にとって大きな負担となること、また、双方の指導者の指導方針が異なれば一貫した指導がなされず、試合における選手起用等、様々なトラブルの要因にもなり得ます。

これらのことから、今後は、教育活動の一環としての運動部活動の意義や役割を改めて見直し、生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導を行っていくことが重要となります。

そのため、各中学校は、学校の教育目標の具現につながる運動部活動の指導目標及び方針等を明確にし、それに基づく活動基準を示すとともに、各運動部の保護者や地域の関係者に対して、丁寧に説明し理解を得た上で、クラブ活動が行われるよう配慮し、必要に応じて連携を図ることが求められます。

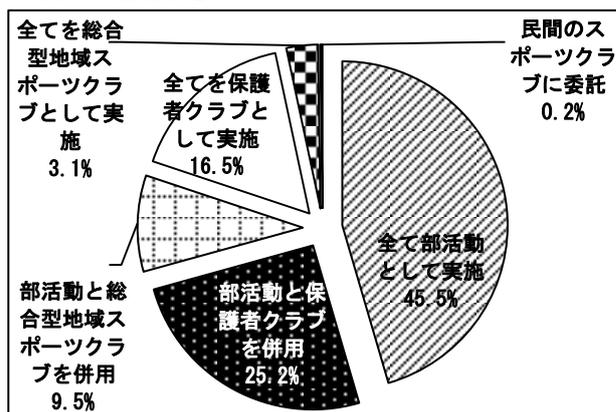
また、競技力の向上や選手の育成・強化については、スポーツ関連団体に委ね、中学校単位ではなく、地域単位での育成・強化体制を構築していく必要もあります。

■ 平日の活動形態



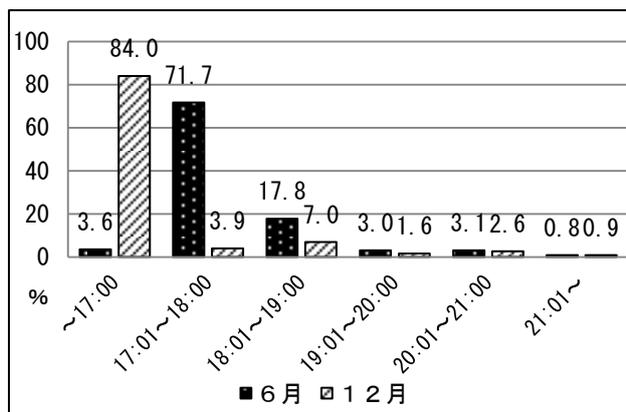
(H27 県教育委員会調査)

■ 休日の活動形態



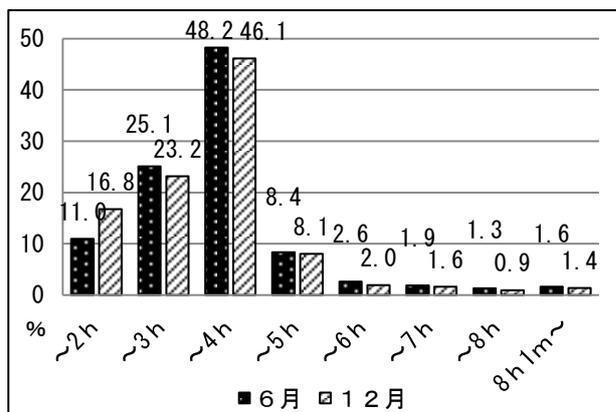
(H27 県教育委員会調査)

■ 平日の部活動終了時刻 (クラブ活動を含む)



(H27 県教育委員会調査)

■ 休日の部活動時間(クラブ活動を含む)



(H27 県教育委員会調査)

【課題】

- 運動部活動と保護者が運営するクラブ活動ともに、大会等で勝つことを重視し、活動が過熱化していることから、生徒や保護者にとって大きな負担となっていること、また、双方の指導者の指導方針が必ずしも一貫していない状況が見られます。

④ 総合型地域スポーツクラブの状況

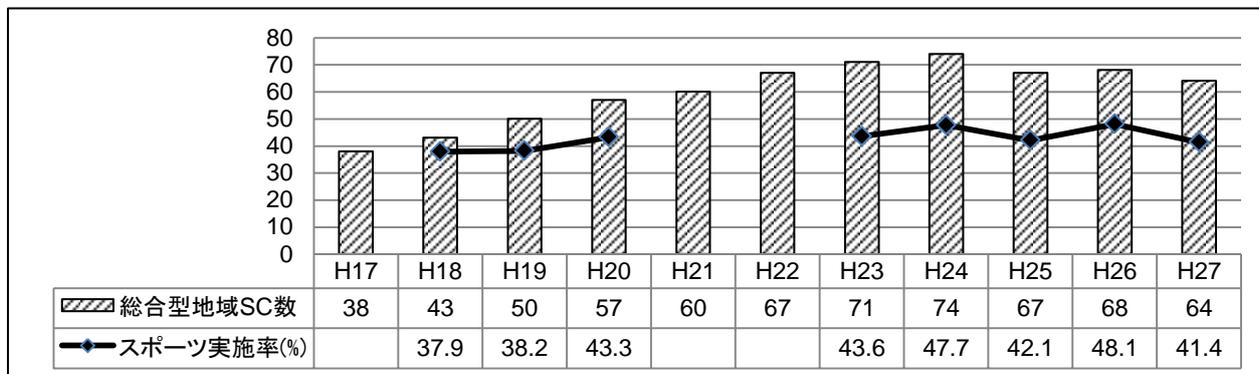
総合型地域スポーツクラブは、多種目、多世代、多目的の3つの要素を含んだプログラムにより、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現させる役割を担うものです。

本県における総合型地域スポーツクラブの設立状況は、平成 24 年までは徐々に増加傾向にあったものの、平成 25 年以降はやや減少傾向にあります。

そのため、一部の地域においては、運動部活動との連携を図り、地域ぐるみで中学生期のスポーツ活動を支える環境づくりがなされていますが、多くの地域においては、それぞれの総合型地域スポーツクラブの設立趣旨等が異なることから、運動部活動との連携が成立しにくい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、各中学校は、地域における総合型地域スポーツクラブの設置状況、設立の趣旨や目的、対象等の運営方針を代表者との情報交換によって把握し、実情に応じて運動部活動との連携を図ることが望まれます。

■ 県民のスポーツ実施率と総合型地域スポーツクラブの設立状況



(県教育委員会調査)

【課題】

■ 総合型地域スポーツクラブの設立状況には地域差があり、また、それぞれの総合型地域スポーツクラブの設立趣旨等も異なることから、運動部活動との連携が成立しにくく、相互の関係が不十分な状況にあります。

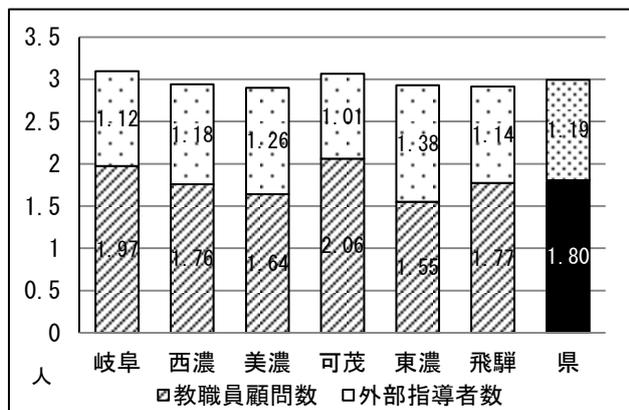
(3) 指導者の不足

① 外部指導者の活用状況

本県の1運動部当たりの指導者数は、顧問となる教職員の平均は1.8人であり、複数顧問体制による指導が十分でない状況にあります。また、中学校においては、教員自身が運動経験のある運動部や指導経験の豊富な運動部の顧問となる場合ばかりでないことから、専門的な技術指導に不安を感じ、そのことが負担感にもつながっています。

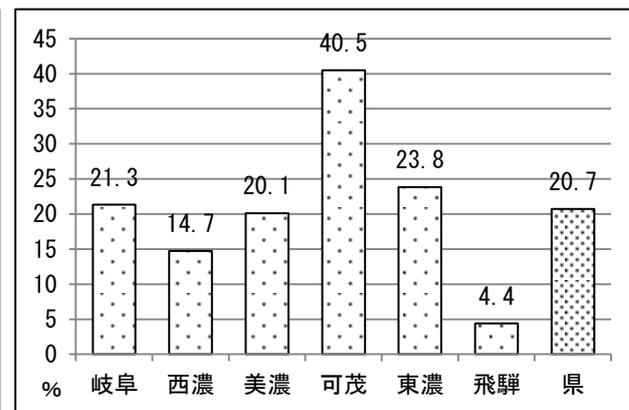
こうしたことから、市町村教育委員会や中学校においては、地域の専門的な技術指導力を有する指導者の協力を得て運動部活動の指導に当たっていますが、地域の外部指導者の活用状況は、1運動部当たり1.19人、外部指導者が不在の運動部は、最も多い地区で40.5%、県平均は20.7%に及びます。

■ 1部活動当たりの指導者数



(H27 県教育委員会調査)

■ 外部指導者の不在割合



(H27 県教育委員会調査)

生徒のニーズに応え、適切な運動部活動の指導を行っていくためには、関係団体や総合型地域スポーツクラブ等との情報交換等により、地域における外部指導者を発掘するとともに、活用を促進し、適切な指導体制を構築していく必要があります。

#### 【課題】

- 生徒のニーズに応え、適切な運動部活動の指導を行っていくために、地域の専門的な技術指導力を有する指導者の協力を得て運動部活動の指導に当たっているものの、地域によっては外部指導者の発掘が進まず、また、活用状況にも地域差が見られます。

### ② 指導者の資質向上

運動部活動における体罰の根絶を目指して、平成26年3月に改訂した「これからの運動部活動」(改訂版)においては、体罰を引き起こす要因や体罰を根絶するための指導者の心得等を示しています。各中学校においては、本手引きを活用し、適切な指導に努められており、平成26年4月以降、中学校の運動部活動において、教員による指導と称して殴る・蹴るなどの体罰事案については、ほとんど報告されていません。

しかしながら、生徒の体力や技能、また心理面等を考慮せずに肉体的、精神的な負荷を与えることや厳しい言葉による指導は、顧問である教員にも、外部指導者にも見られ、更なる指導の改善が必要です。特に、専門的な技術指導を担う外部指導者には、生徒の意欲を喚起させる評価や励ましなどの教育的な指導が求められています。

今後も引き続き、顧問と外部指導者ともに、いかなる理由があっても運動部活動での指導において、体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹することが重要です。

また、指導経験の浅い顧問に対しては、県教育委員会として、現在、効果的な指導技術を学ぶ講習会を開催しています。今後は、さらに、初めて運動部活動を担当する顧問のニーズに応じて、また、教育活動の一環としての運動部活動指導に携わる外部指導者に対しても、大学等の研究者、関係団体、専門的な技術指導力を有する教員等の協力を得て、スポーツ医・科学の研究の成果の積極的な活用やスポーツ障害の防止等の観点からも、指導技術の向上を図る機会と場を一層充実することが重要となります。そのため、各中学校においては、校長が指導経験の少ない顧問が講習会等に積極的に参加できるよう配慮することが必要です。

#### 【課題】

- 運動部活動において、指導と称して殴る・蹴るなどの体罰はないものの、生徒の体力や技能、また心理面等を考慮せずに肉体的、精神的な負荷を与えることや厳しい言葉等による指導は、顧問である教員にも、外部指導者にも見られます。特に、外部指導者には、運動部活動に対する学校の指導方針を理解し、生徒の意欲を喚起させる評価や励ましなどの教育的な指導が求められています。

### (4) 教員の多忙化

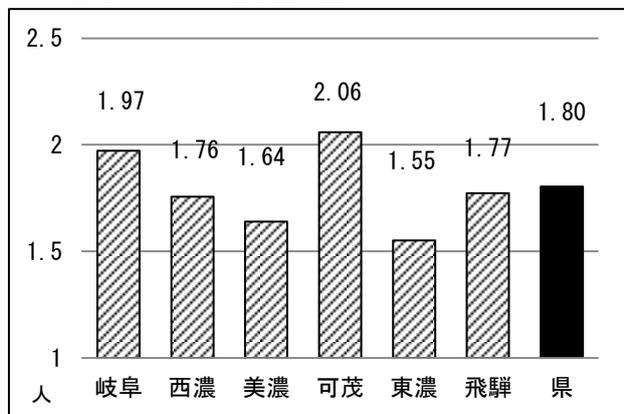
#### ① 複数顧問体制の状況

各中学校における1運動部当たりの顧問となる教員数は、少ない地域で1.55人、多い地域では2.06人と、その差は大きく開いています。学校規模の縮小に伴って教員数が減少する一方、運動部数の削減が進まないといった、教員数と運動部数とがアンバランスな状態にある現状においては、1運動部当たり複数の顧問を置くことが困難であると言えます。また、このことは、平日はもとより休日においても、顧問が1人で指導に当たらざるを得ない状況を生み出しています。

さらには、生徒のスポーツ活動を保障するため、季節によって常設以外の運動部を設置する場合や中学校体育連盟に加盟する運動種目を行う地域スポーツクラブがある場合には、運動部活動として大会に参加したりする状況も、教員の負担感の増大につながっています。

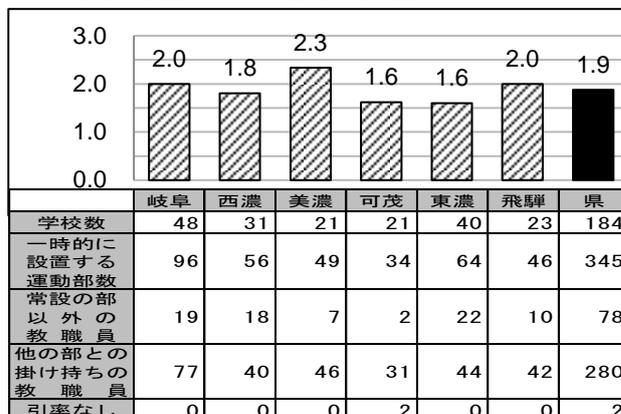
今後は、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な運動部活動を実現するため、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができることを最優先としつつ、教員の負担感を減少させるためにも、1運動部には複数の顧問を置き、指導日を分担し合って指導に当たる体制づくりが求められます。

■ 1運動部当たりの教員顧問数



(H27 県教育委員会調査)

■ 一時的に設置している運動部活動数



(H27 県教育委員会調査)

	岐阜	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨	県
学校数	48	31	21	21	40	23	184
一時的に設置する運動部数	96	56	49	34	64	46	345
常設の部以外の教職員	19	18	7	2	22	10	78
他の部との掛け持ちの教職員	77	40	46	31	44	42	280
引率なし	0	0	0	2	0	0	2

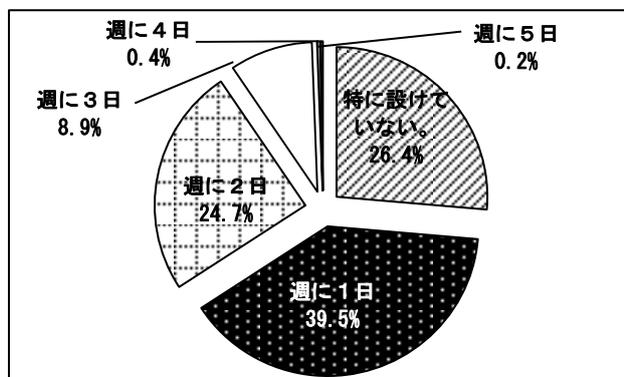
【課題】(再掲)

- 少子化に伴い教員数が減少しているものの、学校に設置している運動部数の削減が進まず、複数の顧問で指導に当たることができないために、部活動を指導する教員の負担感が増大しています。
- 複数顧問による指導体制が十分でないことは、運動部活動中の事故の未然防止とともに、不測の事態が発生した場合にも、生徒の生命を最優先とした対応が十分にできないことにつながります。

② 運動部活動の指導状況

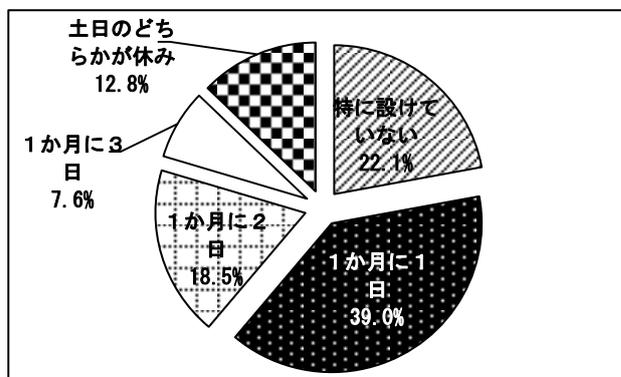
運動部活動の指導状況は、平日・休日ともに、休養日を「特に設けていない」中学校が全体の20%以上を占めています。休養日を設定している中学校は、平日については「週に1日」、休日については「1か月に1日」が最も多く、40%程度を占めています。また、指導時間については、平日は下校時刻までとする中学校が最も多いものの、クラブ活動も含めると夜遅くまで指導に当たる教員も見られます。休日については、4時間程度の指導時間としている中学校が最も多い状況にあります。

■ 平日の休養日の設定



(H27 県教育委員会調査)

■ 休日の休養日の設定



(H27 県教育委員会調査)

こうした状況は、学校に対する教育上の期待や課題が増している現状において、教員の超過勤務を増大させる大きな要因となっていることから、週全体を通して教育課程外の教育活動の重点化を図り、運動部活動に取り組む日と休養する日を適正に設けることで、生徒のバランスのとれた生活を保障することはもとより、教員の運動部活動指導への負担感の軽減を図る必要があります。

### 【課題】

- 運動部活動の休養日を平日、休日ともに設けていなかったり、設定が少なかったりする実態や、指導時間についても、クラブ活動を含めて夜遅くまで教員が指導に当たる実態は、学校に対する教育上の期待や課題が増している現状において、教員の超過勤務を増大させている大きな要因となっています。

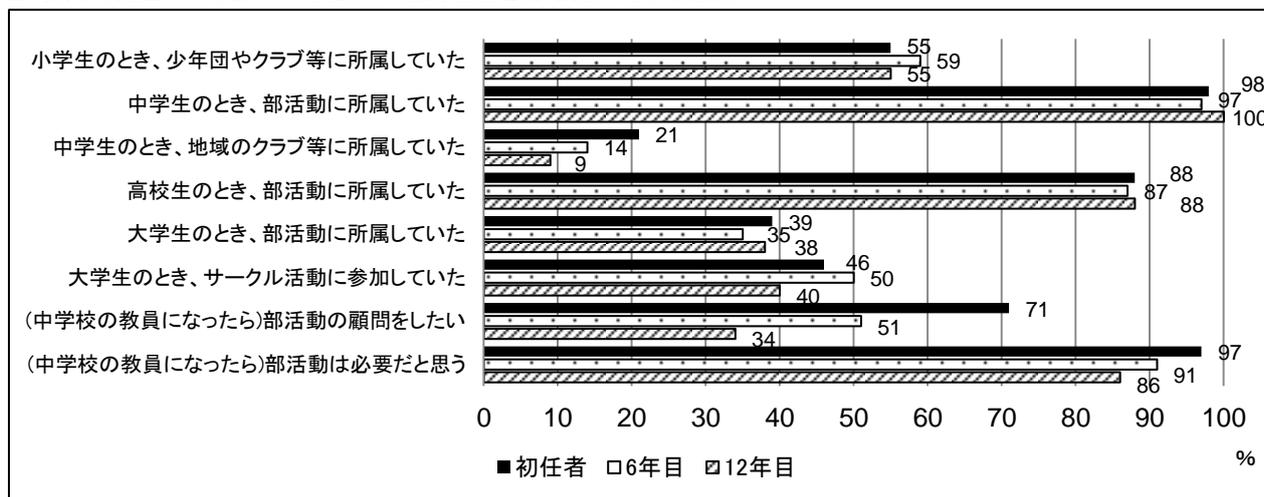
### ③ 教員の部活動に対する意識

初任者、6年目、12年目の教員に対して、自身の運動経歴と部活動に対する意識を調査したところ、殆どの教員が中学生のときに部活動に所属しており、高校生においても87～88%の教員が部活動を経験しているという結果でした。

しかしながら、こうした部活動経験を有する教員が、教員としての経験を積むにつれ、部活動に対する必要感が薄くなり、特に、顧問をしたいと思う割合は、初任者の71%に対して、12年目の教員は34%と半減しています。

教員の多忙化が進む現状においては、教員自身に部活動の経験があっても、部活動指導に対する意欲のさらなる低下が危惧される状況にあることから、早急に部活動に対する指導状況の改善を図る必要があります。

#### ■ 教員（初任・6年目・12年目）の運動経歴と部活動に対する意識



(H26 初任者、H27 6年目・12年目教員対象 県教育委員会調査)

### 【課題】

- 学校に対する教育上の期待や課題が増し、教員の多忙化が進む現状においては、教員自身が部活動を経験し、その必要性を感じていても、部活動指導に対する意欲のさらなる低下が危惧される状況にあります。

### ④ クラブ活動との関係

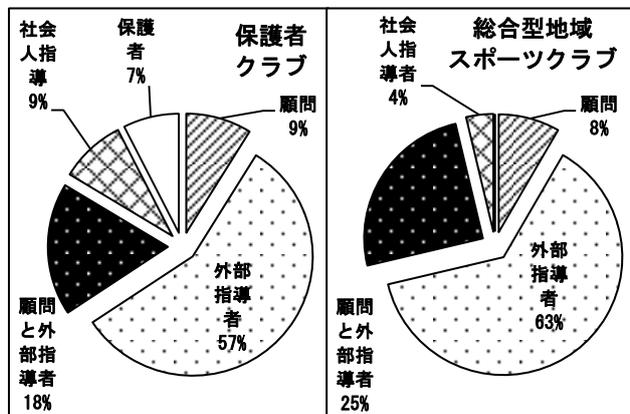
多くの中学校においては、運動部活動と保護者が運営主体となるクラブ活動や総合型地域スポーツクラブとの連携を図り、これらのクラブに平日や休日の活動を学校管理外の活動として委ねています。

しかしながら、クラブに指導者がいない場合は、顧問が指導に当たる場合が多く見られ、平日については、顧問と外部指導者が共に指導に当たる割合が、保護者クラブでは18%、総合型地域スポーツクラブでも25%に上ります。同じく休日については、保護者クラブが27%、総合型地域スポーツクラブは41.3%まで高くなります。つまり、外部指導者等の指導者が位置付いているクラブに運動部活動を委ねる場合は、教員の負担感を軽減している反面、適切な指導者が不在で、保護者が運営のみを行うクラブに運動部活動を委ねれば、顧問が指導に当たらざるを得ない状況となり、負担感をさらに増大させる結果となっています。

また、運動部活動をクラブに委ねる場合、運動部活動に所属する生徒の全員、若しくは一部がクラブ活動として活動することから、顧問は外部指導者との連絡会議等を開催し、生徒のクラブにおける活動状況の把握に努めています。しかしながら、その方法は、顧問が活動に参加して把握している場合が84.3%と非常に高く、これについても結果的に教員の負担感を増大させていることとなります。

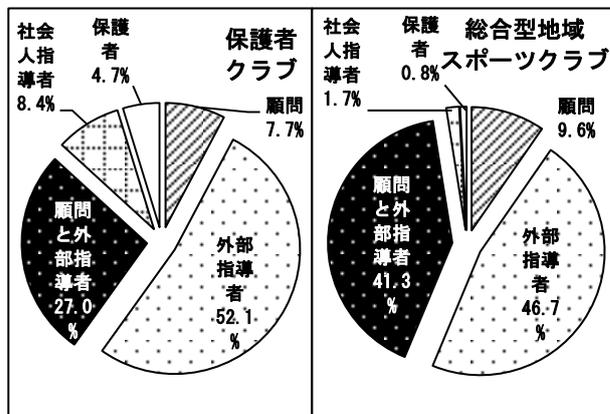
こうしたことから、現在の運動部活動とクラブ活動との連携の在り方を改めて見直し、それぞれの役割を明確にして指導に当たることが望まれます。

■ 平日のクラブの指導者



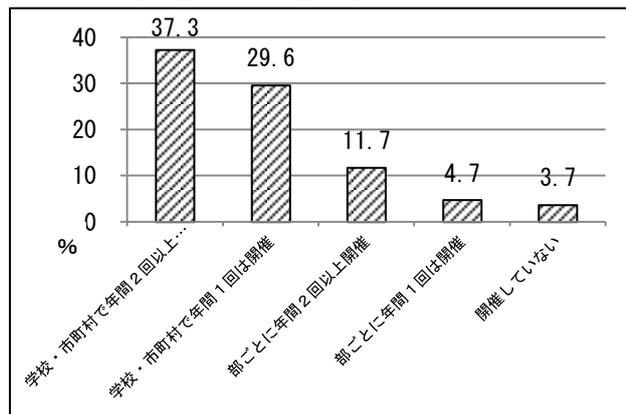
(H27 県教育委員会調査)

■ 休日のクラブの指導者



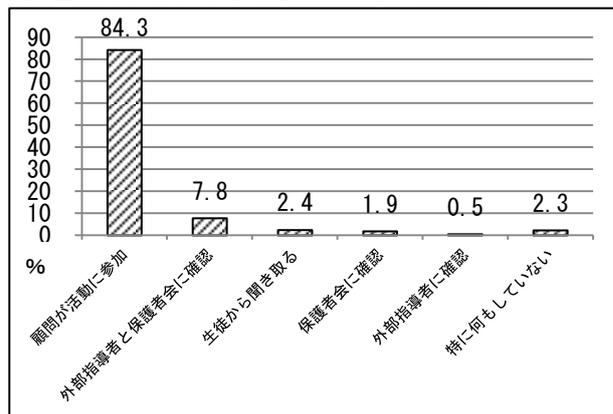
(H27 県教育委員会調査)

■ 外部指導者との連携を図るための連絡会議の開催状況



(H27 県教育委員会調査)

■ 生徒のクラブ等での活動を把握する方法



(H27 県教育委員会調査)

【課題】

■ 適切な指導者が不在である保護者クラブや総合型地域スポーツクラブに運動部活動を委ねることは、顧問が指導に当たらざるを得ない状況となり、負担感をさらに増大させています。また、顧問が活動に参加して生徒の活動状況を把握していることから、結果的に教員の負担感を増大させています。

### 3. 運動部活動をめぐる課題

少子化、ニーズの多様化、指導者の不足、教員の多忙化など、現在の中学校の運動部活動を取り巻く状況から、中学校の運動部活動の課題を「運動部活動の位置付けにかかわる課題」、「運営体制にかかわる課題」、「指導力にかかわる課題」の大きく3つの観点から整理すると、次のようになります。

#### (1) 運動部活動の位置付けにかかわる課題

- 生徒の多様なニーズや意見があるにもかかわらず、指導者の一方的な指導方針に基づく指導や勝つことのみを重視した指導が優先され、学校の教育目標を踏まえた運動部活動の指導方針が徹底されない状況が見られます。

(2) ニーズの多様化 ② 生徒の多様なニーズへの対応

- 生徒全員が加入し、教育活動としての部活動を優先する場合には、本来、自発的・自主的に行われる部活動が、生徒の家庭や地域における活動への参加を制限してしまうこともあります。

(1) 少子化による影響 ② 部活動の加入状況

- 少子化に伴って教員数が減少しているものの、中学校に設置する運動部数の削減が進まず、複数の顧問で指導に当たることができないために、部活動を指導する教員の負担感が増大しています。

(1) 少子化による影響 ① 生徒数の減少に伴う運動部数及び部員数の変化

(2) ニーズの多様化 ① 部活動の登録状況

(4) 教員の多忙化 ① 複数顧問体制の状況

運動部活動の休養日を平日、休日ともに設けていなかったり、設定が少なかったりする実態や、指導時間についても、クラブ活動を含めて夜遅くまで教員が指導に当たる実態は、学校に対する教育上の期待や課題が増している現状において、教員の超過勤務を増大させている大きな要因になっています。

(4) 教員の多忙化 ② 運動部活動の指導状況

学校に対する教育上の期待や課題が増し、教員の多忙化が進む現状においては、教員自身が部活動を経験し、その必要性を感じていても、部活動指導に対する意欲のさらなる低下が危惧される状況にあります。

(4) 教員の多忙化 ③ 教員の部活動に対する意識

適切な指導者が不在である保護者クラブや総合型地域スポーツクラブに運動部活動を委ねることとは、顧問が指導に当たらざるを得ない状況となっていることや、顧問が活動に参加して生徒の活動状況を把握していることも、結果的に教員の負担感を増大させています。

(4) 教員の多忙化 ④ クラブ活動との関係

## (2) 運営体制にかかわる課題

- 中学校に設置している運動部数の削減が進まず、複数顧問による指導体制が十分でないことは、運動部活動中の事故の未然防止とともに、不測の事態が発生した場合にも、生徒の生命を最優先とした対応が十分にできないことにつながります。

(1) 少子化による影響 ④ 部活動における事故の発生状況

(4) 教員の多忙化 ① 複数顧問体制の状況

- 運動部活動と保護者が運営するクラブ活動ともに、大会等で勝つことを重視し、活動が過熱化していることから、生徒や保護者にとって大きな負担となっていること、また、双方の指導者の指導方針が必ずしも一貫していない状況が見られます。

(2) ニーズの多様化 ③ 保護者が運営主体となったクラブ活動の状況

- 総合型地域スポーツクラブの設立状況には地域差があり、また、それぞれの総合型地域スポーツクラブの設立趣旨等も異なることから、運動部活動との連携が成立しにくく、相互の関係が不十分な状況にあります。

(2) ニーズの多様化 ④ 総合型地域スポーツクラブの状況

## (3) 指導力にかかわる課題

- 部員数が減少し単独でチームが編成できない運動部に限らず、専門的な技術指導ができる顧問がない場合に、近隣の学校と合同で部活動を行う際には、中学校総合体育大会へ参加する条件に見合った学校間でないと合同部活動が実施できないため、顧問自身に競技経験がない、また、指導経験の浅い顧問が単独で指導に当たらざるを得ない状況にあります。

(1) 少子化による影響 ③ 複数校合同部活動の実施状況

- 運動部活動において、指導と称して殴る・蹴るなどの体罰はないものの、生徒の体力や技能、また心理面等を考慮せずに肉体的、精神的な負荷を与えることや厳しい言葉等による指導は、顧問である教員にも、外部指導者にも見られます。特に、外部指導者には、運動部活動に対する学校の指導方針を理解し、生徒の意欲を喚起させる評価や励ましなどの教育的な指導が求められています。

(3) 指導者の不足 ② 指導者の資質向上

- 生徒のニーズに応え、適切な運動部活動の指導を行っていくために、地域の専門的な技術指導力を有する指導者の協力を得て運動部活動の指導に当たっているものの、地域によっては外部指導者の発掘が進まず、また、活用状況にも地域差が見られます。

(3) 指導者の不足 ① 外部指導者の活用状況

## 4. 運動部活動をめぐる課題解決の視点

運動部活動をめぐる課題の解決に当たっては、それぞれの課題の要因を分析、整理し、今後、運動部活動を取り巻く状況が一層進むことを予測した上で、時代の変化に対応できる望ましい運動部活動の在り方を描く必要があります。

そこで、運動部活動をめぐる課題を解決するための視点を、生徒自らの意思で決定する運動部活動は、教育活動の一環として位置付き、個性や能力の伸長を図るものであること、そのために、教員の部活動指導に対する負担感を軽減し、指導業務のバランスを図ることによって、部活動に対する指導意欲等を高め、生徒が自立して取り組む力を育成するための指導を充実すること、さらに、生徒の自主的・自発的な活動の場の充実に向けて、学校、家庭、地域の役割を明確にした上で必要な連携を図り、地域の特色を生かして取り組むことの3点とし、本指針の基本方針として位置付けました。

### (1) 課題解決の視点

#### ① 教育活動の一環としての位置付け

運動部活動は、生徒がスポーツに親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであり、学校教育の一環として、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を担うものです。

個々の生徒には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。

したがって、各学校における運動部活動が、指導者の一方的な方針により、勝つことのみを目指すものではなく、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育み、発達の段階に応じた心身の成長とともに、個性や能力の伸長が図られることに十分留意したものとなるよう、指針を策定します。

#### ② 生徒が自立して取り組む力を育成するための指導の充実

運動部活動は、個々の生徒の個性や能力の伸長を図るものであり、生徒が自立して取り組む力を発達の段階に応じて育成することが重要です。そのため、これまでの指導は、勤務時間外の放課後や週休日を含め、顧問となる教員の高い使命感や熱意に支えられながら実施されてきました。しかしながら、学校に対する教育上の期待や課題が増し、今後も教員の多忙化が一層進むことが予想される現状においては、部活動指導のための超過勤務の縮減等、中学校における教員の指導業務のバランスを図ることで、部活動に対する指導意欲等を高めていくことが必要です。

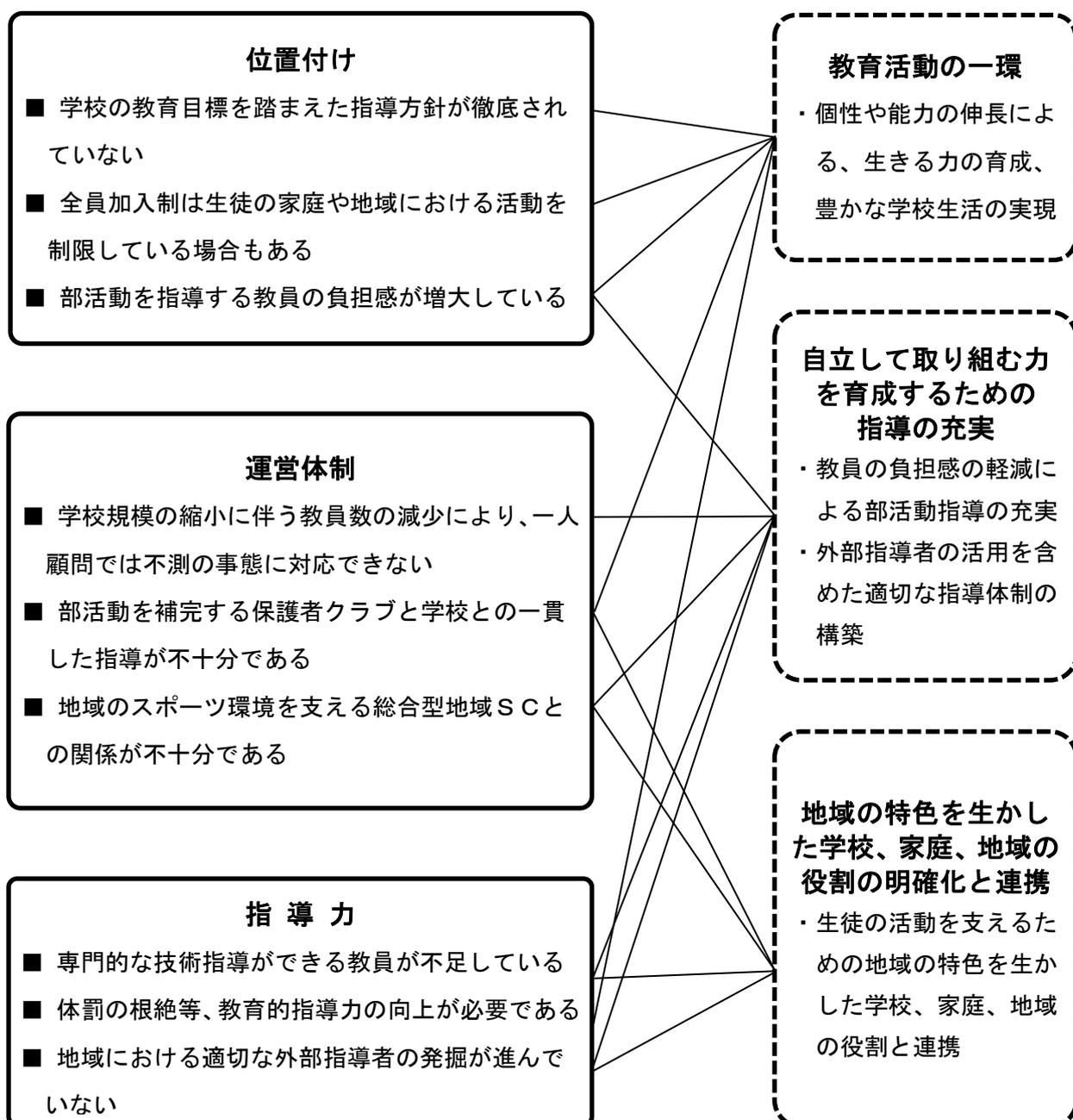
したがって、休養日の設定等、教員の負担感を軽減するための具体的な活動基準等を示すとともに、競技経験がない、あるいは指導経験の浅い教員が顧問となる部においても、専門的な技術指導が保障されるよう、地域の専門的な技術指導力を有する外部指導者の活用を含めた適切な指導体制の在り方を示した指針を策定します。

### ③ 地域の特色を生かした学校、家庭、地域の役割の明確化と連携

生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。各中学校においては、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、複数校による合同部活動の実施等の様々な取組が望まれます。さらに、中学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望まれます。

したがって、生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、保護者等が運営するクラブ、総合型地域スポーツクラブの役割を明確にし、必要に応じて連携を図りながら、学校や地域の実態に応じて特色ある運動部活動に取り組むための指針を策定します。

#### (2) 運動部活動をめぐる課題と課題解決の視点との関連



**【基本方針】**

生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として運動部活動を位置付け、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するための運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。

(1) 教育活動の一環としての位置付け

- 運動部活動の意義
- 生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割

(2) 生徒が自立して取り組む力を育成するための指導の充実

- 生徒の自主的・自発的な活動を促す指導
  - ・ 運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により、学校教育の一環として行われるものであり、運動種目を自らの意思で決定し、個性や能力の伸長を図ることができるよう、発達段階に応じて自立して取り組む力を育成する。
- 効果的な運営・管理及び指導体制の充実
  - ・ 運動部活動の指導が充実するための運営・管理にかかわる活動基準を明確にするとともに、外部指導者の活用を含めた効果的な運営・管理及び指導体制を構築する。

(3) 地域の特色を生かした学校、家庭、地域の役割と必要に応じた連携

- 指導目標及び方針の明確化
- 学校の指導目標及び方針等の家庭・地域との共有
  - ・ 運動部活動、保護者等が運営するクラブ、統合型地域スポーツクラブの役割を明確にし、必要に応じて連携を図りながら、学校や地域の実態に応じた特色ある運動部活動を推進する。
  - ・ 大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないよう、競技力の向上や選手の育成・強化は、スポーツ関係団体に委ねる。

**【運 営】**

運動部活動が生徒の自主的・自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。

(1) 学校の地域性や特色を生かした部の設置

- 学校に設置する運動部数
  - ・ 複数顧問体制による運営が可能となる部数を設置する。
- 設置する運動種目の選定

(2) 複数顧問体制による運営

- 事故等の未然防止と不測の事態への対応
  - ・ 各運動部には、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。
- 効果的な指導の充実

(3) 複数校合同部活動の促進

- 複数校合同部活動の設置基準
  - ・ 近隣校と連携・協力し、複数校合同で部活動を設置し、行うことができるようにする。
  - ・ 複数校合同部活動を行う場合の要件
- 複数校合同部活動の運営上の留意点

(4) 活動時間をバランスよく確保するための週時程等の工夫

- 教育課程外の教育活動の重点化
  - ・ 同一週内における教育課程外の教育活動の重点化を図り、「部活動の日」を設定した曜日の日課を工夫するなどして、まとまった活動時間を確保する。

**【管 理】**

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、バランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにする。

(1) 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

- 活動時間
  - ＜平日＞ 始業前の部活動開始時刻は7時30分以降とする。  
放課後の部活動終了時刻は生徒の下校時の安全確保のため、日没時刻を考慮して学校が設定する。
  - ＜休日＞ 1日の活動時間は半日以内とし、対外試合等も終日に渡らないよう配慮する。  
部活動の指導業務にあたる時間は、原則一か月に20時間以内（大会等を除く）とする。

- 休養日
  - ＜平日＞ 5日間のうち1日以上休養日を設ける。
  - ＜休日＞ 休日に活動する場合は、土・日曜のいずれかを休養日とする。
- 大会及び対外試合等への参加
- 長期休業中の活動
- 顧問となる教員の休養日
  - ・ 休日のどちらか1日を含め、1週間のうち2日間は必ず休養日を設ける。

(2) スポーツ障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

- 生徒の健康管理
- 事故の未然防止

## 【指導体制】

生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、保護者等が運営するクラブ、総合型地域スポーツクラブの役割を明確にした上で、必要に応じた連携を図り、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制を整備する。

### (1) 外部指導者の発掘・活用の工夫

- 外部指導者の発掘
- 外部指導者の活用

・外部指導者を運動部活動に活用する場合には、市町村教育委員会、若しくは校長が年度ごとに委嘱を行う。

### (2) 部活動と保護者等が運営するクラブ・総合型地域スポーツクラブの役割

- 部活動の役割

・一部の生徒を対象とした競技力の向上や選手の育成・強化は、スポーツ関係団体が行う事業等に参加して行う。

- 保護者等が運営するクラブの役割

・各部の保護者会等によって運営・指導がなされる活動は、学校管理下外の社会活動(クラブ活動)である。

・校長及び顧問は、保護者会及び社会人指導者に部活動の役割を説明し理解を得た上で、クラブ活動の位置付けや役割を明確にした活動が行われるよう配慮し、必要に応じて連携を図る。

- 総合型地域スポーツクラブの役割

### (3) 体罰の根絶等、指導者の資質向上

- 運動部活動に関わる指導者の資質向上

・体罰等を行った顧問には、校長が必要と認める一定の期間、当該運動部活動の指導を中止させ、他の運動部活動への指導にも当たさせない。

・外部指導者が体罰等を行った場合には、市町村教育委員会または校長による委嘱を解き、運動部活動への指導に当たさせない。

- 指導者の資質向上を図るための研修会等の開催

・県教育委員会は、顧問及び外部指導者を対象とした講習会を開催する。

### (4) 指導経験の浅い顧問に対する指導技術の向上

- 指導経験の浅い顧問の指導技術の向上

- 指導経験の浅い顧問の指導技術の向上を図るための講習会等の開催

## 【配慮事項】

基本方針に基づく運動部活動の運営・管理、指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

### (1) 運動部活動への参加

- 運動部活動への参加の在り方

・運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加を原則とする。

・第3学年の生徒の「中学校総合体育大会」への登録・出場に配慮するなど、どの生徒も自らの意思で運動種目を選択し、継続的に取り組んだ成果が確認でき、達成感や充実感がもてる機会・場の設定に努める。

### (2) 関係機関・団体等との連携

- 岐阜県中学校体育連盟との連携

#### ① 中学校における運動部活動の在り方の共通理解

・県教育委員会は、中学校運動部活動の在り方や大会運営、体罰等の根絶のための指導等について十分な共通理解を図る。

#### ② 複数校合同部活動の促進

・県教育委員会は、複数校合同部活動の設置が促進されるよう、早期実現を目指した連携を図る。

#### ③ 中学校総合体育大会への参加

- 関係機関・団体等との連携

#### ① 外部指導者の発掘

#### ② 外部指導者の活用

・外部指導者に指導の一部を委ねたり、大会へ引率したりすることが可能となるよう、外部指導者を非常勤職員として位置付けるなどの条件整備を検討する。

#### ③ 中学生の競技力の向上、選手の育成・強化

・県教育委員会は、中学生の競技力向上、選手の育成・強化について、スポーツ関係団体による事業が積極的に設けられるよう、関係機関・団体との情報交換や連携を図る。

#### ④ 地域におけるスポーツ環境の充実

### (3) 適切な会計管理

- 部費等の徴収

- 部費等の管理

・部費等の保管方法は口座管理とし、会計処理は保護者会が行う。

- 物品等の購入にかかる業者の選定

### (4) 文化系部活動との関連

- 基本方針との関連

- 運動・管理、指導体制との関連

## 1 基本方針

生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として運動部活動を位置付け、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。

### (1) 教育活動の一環としての位置付け

#### ○ 運動部活動の意義

- ・運動部活動は、生徒がスポーツに親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

#### ○ 生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割

- ・運動部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連を図った指導を行うことにより、生徒に下記のような様々な効果をもたらし、生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を担うものである。
  - ① スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進につながる。
  - ② 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
  - ③ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

### (2) 生徒が自立して取り組む力を育成するための指導の充実

#### ○ 生徒の自主的、自発的な活動を促す指導

- ・運動部活動は、個々の生徒が興味・関心や適正等に基づき、中学校3年間を通して継続的に取り組もうとする運動種目を自らの意志で決定し、個性や能力の伸長を図るものである。
- ・指導に当たっては、技能や記録、集団における役割や仲間との人間関係づくり等の目標や課題を自ら設定し、その達成、解決に向けて、仲間と共に考え、判断して実践につなげるといった自立して取り組む力を、発達の段階に応じて育成する。

#### ○ 効果的な運営・管理及び指導体制の充実

- ・運動部活動指導のための時間外勤務の縮減等、中学校における教員の負担感を軽減するための運営及び管理に関する活動基準を明確にし、指導業務のバランスを図ることで、個々の生徒の個性や能力の伸長を図り、発達の段階に応じて自立して取り組む力を育成するための指導の充実を図る。

- ・競技経験がない、あるいは指導経験の浅い教員が顧問となる部においても、専門的な技術指導が保障されるよう、地域の専門的な技術指導力を有する外部指導者の活用を含めた適切な指導体制を構築する。

### (3) 地域の特徴を生かした学校、家庭、地域の役割と必要に応じた連携

#### ○ 指導目標及び方針の明確化

- ・校長は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる運動部活動について、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、中学校3年間を通して自立して取り組む力を育成できるよう、学校の教育目標の具現につながる指導目標及び方針を設定する。
- ・学校における運動部活動の指導目標及び方針の設定に当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で検討して作成する。また、日常の運営、指導においても、校長が適切な指示をし、顧問の教員等の中で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図る。
- ・校長は、生徒に対して、各部内のみならず校内の各部のキャプテン等が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換するよう促す。また、活動を通して生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直す。
- ・顧問は、指導計画の作成に当たって、運動部活動と保健体育科や道徳科、特別活動等の教育課程内の指導との関連を図るよう配慮するとともに、生徒とも意見や情報を交換し共通理解を図る。また、運動部活動の中で見られる生徒のよさや努力の姿を多面的にとらえるなど生徒理解に努め、そのことを学級担任や他の教員と共有し、部活動以外の教育課程内での指導や日常の生徒指導に生かす。さらに、これらの活動を通して生徒の意見等を把握し、成果を検証していくP D C Aサイクルによって、適宜、目標、計画等を見直す。

#### ○ 指導目標及び方針等の家庭・地域との共有

- ・校長は、生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、保護者等が運営するクラブ、総合型地域スポーツクラブの役割を明確にし、必要に応じて連携を図りながら、学校や地域の実態に応じて特色ある運動部活動に取り組む。
- ・校長は、各部に所属する生徒全員の保護者で構成する保護者会（以下、「保護者会」という。）を組織し、P T A総会や保護者会、また、地域の関係者に対して、学校の指導目標及び方針、各部の活動目標及び方針、計画等を丁寧に説明し、理解を得る。
- ・顧問は、中学校3年間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成し、入部の際や保護者会等で生徒や保護者に説明し、理解を得る。
- ・運動部活動において、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは必要なことであるが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないよう、競技力の向上や選手の育成・強化については、スポーツ関係団体に委ねる。

## 2 運 営

運動部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。

### (1) 学校の地域性や特色を生かした部の設置

#### ○ 学校に設置する運動部数

- ・校長は、各運動部において複数顧問体制による運営が可能となる部数を設置する。  
ただし、男女別に共通の種目を設置する場合に、各顧問1名の他、別の顧問1名が男子部、女子部を兼任するなど、設置する運動種目に応じて弾力的に運営する。

#### ○ 設置する運動種目の選定

- ・校長は、生徒のニーズや意見を把握するとともに、保護者の意見や地域における総合型地域スポーツクラブや他のクラブ等の設置状況を考慮し、特色を生かした運動部活動となるよう運動種目を選定する。

### (2) 複数顧問体制による運営

#### ○ 事故等の未然防止と不測の事態への対応

- ・各運動部には、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な運動部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。
- ・各運動部の活動時に、顧問が1人で指導に当たる場合には、地域の専門的な技術指導力を有する指導者（以下、「外部指導者」という。）や同一場所で活動する他の顧問と連携、協力して指導に当たる。

#### ○ 効果的な指導の充実

- ・生徒の意欲や自主的・自発的な活動を促し、参加の効果を一層高めるために、各運動部の顧問間で指導内容や方法等について十分な共通理解を図り、一貫した指導に努める。

### (3) 複数校合同部活動の促進

#### ○ 複数校合同部活動の設置基準

- ・単一校において、希望する生徒はいるが部を設置していない、部は設置しているが部員数が少なく十分な活動ができない、また、専門的な指導ができる顧問がいないなどの運営上の問題がある場合に、近隣校と連携・協力し、複数校合同（同一市町村内において、校数を問わず運動部を合同設置する拠点校方式を含む。）で部活動を設置し、行うことができるようにする。

### ＜複数校合同部活動を行う場合の要件＞

- ① 希望する中学校に、それぞれ部を設置し、顧問を置いている。
- ② 中学校、生徒、保護者共に希望している。
- ③ 顧問または保護者の引率により、安全に移動ができる。
- ④ 関係校の校長が、互いに承認している。
- ⑤ 関係校間で、指導目標及び方針、指導計画等の調整を行い、共通理解を図る。

#### ○ 複数校合同部活動の運営上の留意点

- ・複数校合同部活動は、希望する運動種目をやりたいという生徒の願いに応えるための措置であり、競技力の高い生徒を集め強いチームを編成するといった勝利至上主義を目的とするものではないことに十分留意する。
- ・複数校合同部活動を実施する際には、活動中の事故防止とともに、移動中の事故防止についても十分注意する。
- ・複数校が合同で構成したチームの大会参加については、出場する大会要項等の規定に従う。

#### (4) 活動時間をバランスよく確保するための週時程等の工夫

##### ○ 教育課程外の教育活動の重点化

- ・平日の運動部活動の計画に当たっては、部活動を実施する日としない日を設けるなど、同一週内における教育課程外の教育活動の重点化を図るとともに、「部活動の日」として設定した曜日の日課を工夫するなどして、ある程度まとまった活動時間を確保できるようにする。

## 3 管 理

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒が多様なものに目を向け、学習にも集中して取り組めるようにするなど、バランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにする。

また、顧問となる教員の負担軽減にも配慮する。

#### (1) 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

##### ○ 活動時間

###### ＜平 日＞

- ・始業時刻前に部活動を行う場合は、成長期に欠かせない十分な睡眠時間の保障、朝食喫食ができるよう、生徒の自主的な練習を含め、開始時刻を午前7時30分以降とする。
- ・放課後の活動終了時刻は、各学校が生徒の下校時の安全確保ができるよう、日没時刻を考慮して学校が設定する。

### <休 日>

- ・ 1日の活動時間は半日以内とし、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。
- ・ 部活動の指導業務に当たる時間は、原則一か月に20時間以内とする。  
(ただし、大会等を除く)。

### ○ 休 養 日

#### <平 日>

- ・ 5日間のうち1日以上の休養日を設ける。

#### <休 日>

- ・ 休日に部活動を行う場合は、生徒の家庭や地域における活動を保障するよう、土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする(第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする)。
- ・ 大会や対外試合等で休日に連続して活動する場合は、翌日に休養日を設ける。

### ○ 大会及び対外試合等への参加

- ・ 生徒への配慮とともに、保護者の負担も考慮し、年間を通して参加する大会や対外試合を精選し、計画的に参加する。
- ・ 年末年始やお盆期間等は、生徒の家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。

### ○ 長期休業中の活動

- ・ 学期中の活動基準を踏まえ、各学校が、無理のない活動日を設定する。

### ○ 顧問となる教員の休養日

- ・ 休日のどちらか1日を含め、1週間のうち2日間は必ず休養日を設ける。

## (2) スポーツ障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

### ○ 生徒の健康管理

- ・ 顧問は、保健調査票や運動器検診等の健康診断の結果、保護者からの情報提供により、個々の生徒の既往症等の健康状態を事前に把握するとともに、活動中に声を掛け、生徒の反応を見て、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- ・ 顧問は、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意する。

### ○ 事故の未然防止

- ・ 校長は、けがや事故を未然に防止し、安全な運動部活動を実現するため、全ての顧問が通信機器を用いた救急機関等への連絡の手順と方法等、救急救命法やAED(自動体外式除細動器)の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。

- ・顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。
- ・顧問は、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付けさせたりして、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう指導する。
- ・対外試合等における移動については、原則、公共交通機関を使用する。

## 4 指導体制

**生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、保護者等が運営するクラブ、総合型地域スポーツクラブの役割を明確した上で、必要に応じた連携を図り、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制を整備する。**

### (1) 外部指導者の発掘・活用の工夫

#### ○ 外部指導者の発掘

- ・市町村教育委員会は、競技経験がない、指導経験が浅い教員が顧問となる場合の専門的な技術指導や生徒のニーズ等に応じた指導の充実を図るため、関係団体や総合型地域スポーツクラブ等との情報交換等により、地域における外部指導者の発掘に努める。

#### ○ 外部指導者の活用

- ・外部指導者を各運動部活動に活用する場合には、市町村教育委員会、若しくは校長が、年度ごとに委嘱を行う。
- ・外部指導者を委嘱する場合には、学校の指導目標及び方針、各部の活動目標及び方針、指導計画、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、校長、顧問と外部指導者との間で十分な調整を行い、外部指導者の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。

#### ＜外部指導者との共通理解の場＞

- ・学校（校長、各顧問等）、各部保護者代表、全外部指導者による「三者代表者会」
- ・各部ごとの顧問、全保護者、外部指導者による「三者連携会議」

### (2) 部活動と保護者等が運営するクラブ・総合型地域スポーツクラブの役割

#### ○ 部活動の役割

- ・運動部活動は、各学校の教育課程での取組と相まって、学校教育が目指す生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割を果たすものである。

- ・ 1. (1)「教育活動の一環としての位置付け」(再掲)
- ・ 1. (2)「生徒が自立して取り組む力を育成するための指導の充実」(再掲)
- ・ 1. (3)「地域の特色を生かした学校、家庭、地域の役割と連携」(再掲)
- ・ 一部の生徒を対象とした、より高い水準の技能や記録に挑戦するなど、競技力の向上や選手の育成・強化については、スポーツ関係団体が行う事業等に参加して行うようにする。

#### ○ 保護者等が運営するクラブの役割

- ・ 保護者会や地域の専門的な技術指導を有する社会人指導者によって運営・指導がなされる活動は、学校管理下外の社会活動(以下、「クラブ活動」という。)である。
- ・ 校長及び顧問は、保護者会及び社会人指導者に対して、学校が運営・指導する部活動の役割を丁寧に説明し理解を得た上で、クラブ活動の位置付けや役割を明確にした活動が行われるよう配慮し、必要に応じて連携を図る。

#### ○ 総合型地域スポーツクラブの役割

- ・ 公益財団法人岐阜県体育協会が認める総合型地域スポーツクラブは、3つの要素(多種目、多世代、多目的)を含んだプログラムにより、誰もが生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現させる役割を担う。
- ・ 校長は、地域における総合型地域スポーツクラブの設置状況、設立の趣旨や目的、対象等の運営方針を代表者との情報交換によって把握し、実情に応じて運動部活動との連携を図る。

### (3) 体罰の根絶等、指導者の資質向上

#### ○ 運動部活動に関わる指導者の資質向上

- ・ 校長、顧問及び外部指導者は、いかなる理由があっても、運動部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- ・ 校長は、体罰等を行った顧問に対しては、校長が必要と認める一定の期間、当該運動部活動の指導を中止するとともに、他の運動部活動への指導にも当たさせない。
- ・ 外部指導者が体罰等を行った場合には、市町村教育委員会または校長は、その委嘱を解き、運動部活動への指導に当たさせない。
- ・ 顧問及び外部指導者は、当該運動種目の技術的な指導とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、向上させる。

#### ○ 指導者の資質向上を図るための研修会等の開催

- ・ 県教育委員会は、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、効果的な指導及びスポーツ障害の防止等に活用できるよう、顧問及び外部指導者を対象とした研修会等を開催する。
- ・ 校長は、顧問が上記講習会等に積極的に参加できるよう配慮する。

#### (4) 指導経験の浅い顧問に対する指導技術の向上

##### ○ 指導経験の浅い顧問の指導技術の向上

- ・顧問は、担当教科等や生徒指導上の指導内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導内容や方法等についても、学校内や地域における顧問同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有したりして指導技術の向上に努める。

##### ○ 指導経験の浅い顧問の指導技術の向上を図るための講習会等の開催

- ・県教育委員会は、初めて運動部活動を担当する顧問や指導経験の浅い顧問のニーズを把握し、大学等の研究者、関係団体、専門的な技術指導力を有する教員等の協力を得て、効果的な指導技術を学ぶ講習会等を開催したり、指導の参考となる手引き等を配付したりして、指導技術の向上を図る機会と場の充実に努める。
- ・校長は、指導経験の少ない顧問が上記講習会等に積極的に参加できるよう配慮する。

## 5 配慮事項

### 基本方針に基づく運動部活動の運営・管理、指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

#### (1) 運動部活動への参加

##### ○ 運動部活動への参加の在り方

- ・運動部活動への参加については、生徒一人一人の意思を大切にすることが必要であり、自主的・自発的な参加を原則とし、部活動への参加が強制にならないようにする。
- ・校長は、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるスポーツの意義や運動部活動の教育的効果から、学校や地域のスポーツ環境等の実情に応じて、生徒全員への参加を勧めるに当たっては、個々の生徒の家庭や地域における活動が優先されるよう十分配慮する。
- ・各部の顧問は、所属する第3学年の生徒の岐阜県及び各郡市中学校体育連盟（以下、「中体連」という。）が主催する「中学校総合体育大会」への登録・出場等に配慮するなど、どの生徒も自らの意思で運動種目を選択し、中学校3年間を通して継続的に取り組んだ成果が確認でき、達成感や充実感がもてる機会・場の設定に努める。

#### (2) 関係機関・団体等との連携

##### ○ 岐阜県中学校体育連盟との連携

###### ① 中学校における運動部活動の在り方の共通理解

- ・県教育委員会は、県内の運動部活動に取り組む中学生にとって最大限の教育的効果を生む運動部活動となるよう、本指針に示す中学校における運動部活動の在り方やそれに基づく中学校総合体育大会の運営等の在り方、体罰等の根絶を目指した指導の在り方等について、県中体連と十分な共通理解を図る。

## ② 複数校合同部活動の促進

- ・ 2. (3) 「複数校合同部活動の促進」(再掲)
- ・ 県教育委員会は、「複数校合同チーム」の規定について、大会参加のための救済措置ではなく、学校や地域の特色を生かした「複数校合同部活動」の設置が促進されるよう、中体連と早期実現を目指した連携を図る。

## ③ 岐阜県中学校総合体育大会への参加

- ・ 校長は、運動部を設置していない中体連加盟種目について、学校管理下外のスポーツ関係団体等で活動している生徒が、中体連主催大会への参加を希望する場合は、一時的に部を設置し、顧問が監督として大会に参加できるよう配慮する。

## ○ 関係機関・団体等との連携

### ① 外部指導者の発掘

- ・ 4. (1) 外部指導者の発掘・活用の工夫(再掲)
- ・ 県教育委員会は、運動部活動への外部指導者の活用が促進されるよう、スポーツ関係団体等との情報交換等により、各地域における外部指導者の情報等を把握し、市町村教育委員会等への情報提供に努める。

### ② 外部指導者の活用

- ・ 専門的な技術指導により顧問を支える外部指導者に指導の一部を委ねたり、運動部活動の一環としての大会(「中学校総合体育大会」等)へ引率したりすることが可能となるよう、県や市町村、校長、顧問及び外部指導者の関係や責任の所在を明確にし、外部指導者を非常勤職員として位置付けるなどの条件整備を検討する。

### ③ 中学生の競技力の向上、選手の育成・強化

- ・ 県教育委員会は、中学生の競技力の向上、選手の育成・強化について、スポーツ関係団体による事業が積極的に設けられるよう、関係機関やスポーツ関係団体等との情報交換や連携を図る。

### ④ 地域におけるスポーツ環境の充実

- ・ 県教育委員会は、中学生期のスポーツ環境の整備が促進されるよう、地域におけるスポーツクラブの充実、活性化について、関係機関・団体との情報交換や連携を図る。

## (3) 適切な会計管理

### ○ 部費等の徴収

- ・ 中学校は、保護者が負担する部費等の経費について、保護者会等において目的や用途等を明確に示し、理解を得て徴収する。

#### ○ 部費等の管理

- ・部費等の保管方法は、口座管理とし、できる限り現金を取り扱わない。
- ・会計処理は、保護者会が行うものとし、執行や会計について保護者会で承認を得る。

#### ○ 物品等の購入にかかる業者の選定

- ・物品購入に関しては、保護者会等で業者の選定を公正に行うとともに、選定の経過を明確にする。また、価格についても保護者に過重な負担とならないよう留意する。

### (4) 文化系部活動との関連

#### ○ 基本方針との関連

- ・文化系部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により、学校教育の一環として、文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- ・したがって、生徒の個性や能力の伸長を図り、発達の段階に応じて自立して取り組む力を育成することで、生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる部活動としての意義や役割は、文化系部活動についても運動部活動と同様であることから、本指針の基本方針を踏まえて、文化系部活動の運営や指導に当たる。

#### ○ 運営・管理、指導体制との関連

- ・文化系部活動の顧問人数については、運動部活動における指導体制と一律に考えるのではなく、設置しようとする文化系部活動の活動内容等から、複数顧問体制による運営の必要性を検討し、学校に設置する部活動数を決定する。
- ・文化系部活動の顧問を一人顧問とする場合においては、校外における活動等、活動内容に応じて不測の事態が発生した場合にも適切な対応ができるよう、他の部活動顧問との連携を図り、校内における救急体制を整備しておく。
- ・その他の運営・管理の活動基準、指導技術の向上にかかる項目を除く指導体制の在り方等については、運動部活動に準ずるものとする。

# 5. 岐阜県中学校運動部活動指針 ロードマップ

年度	H27	H28	H29	H30
指針内容		周知	準備期間	施行期間
<b>【基本方針】</b> スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導 (1) 教育活動の一環としての位置付け (2) 生徒が自立して取り組む力を育成するための指導の充実 (3) 地域の特色を生かした学校、家庭、地域の役割と連携	「中学校運動部活動指針」の策定	指導目標及び方針の検討・設定 指導計画の作成 保護者会の組織化	保護者会・地域関係者との共通理解	指導目標及び方針に基づく活動の実施
<b>【運営】</b> 運動部活動への参加の効果を一層高めるための運営 (1) 学校の地域性や特色を生かした部の設置 (2) 複数顧問体制による運営 (3) 複数校合同部活動の促進 (4) 活動時間をバランスよく確保するための週時程等の工夫		設置する部活動の種目、部数の検討・決定 複数顧問体制の検討・決定 複数校合同部活動の検討 週時程の工夫の検討	学校の地域性や特色を生かした運営体制の構築 複数校合同部活動の実施 週時程の工夫による部活動の時間の確保	
<b>【管理】</b> バランスのとれた心身の成長や学校生活への配慮 (1) 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定 (2) スポーツ障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止		活動基準の検討・設定 健康管理・事故防止 マニュアル作成	活動基準に基づく実施 マニュアルに基づく組織的な管理	
<b>【指導体制】</b> 学校や地域の実態に応じた適切な指導体制の整備 (1) 外部指導者の発掘、活用の工夫 (2) 部活動と保護者等が運営するC・総合型地域SCの役割 (3) 体罰の根絶等、指導者の資質向上 (4) 指導経験の浅い顧問に対する指導技術の向上		地域の指導者の発掘 地域のスポーツクラブ等との連携の可能性の検討 指導者の資質向上のための講習会の開催、指導技術の向上のための講習会の拡大・開催	地域の指導者の活用の拡大 地域との必要に応じた連携	
<b>【配慮事項】</b> 運営・管理及び指導体制の整備に当たって配慮すべき事項 (1) 運動部活動への参加 (2) 関係機関・団体等との連携 (3) 適切な会計管理 (4) 文化系部活動との関連		中学校総合体育大会の規定等の見直し (複数校合同部活動・大会参加規定・体罰根絶の取組) 競技力向上、選手の育成・強化に係る事業の見直し 総合型地域SC等の地域のSCの設立、人材育成 会計管理規則作成	中学校総合体育大会の新たな運営 新たな競技力向上、選手育成・強化にかかる事業の展開 適切な会計管理の実施	
	○指針の周知 ・市町村教育長会 ・県中学校長会 ・県中学校体育連盟 ・県PTA連合会	○関係機関との連携・協議 ・競技スポーツ課：クラブや競技団体によるジュニアアスリートの育成 市町村におけるシンボルスポートクラブの育成 ・地域スポーツ課：地域におけるクラブの設立・育成 地域でスポーツを支える人材の発掘・育成 総合型地域スポーツクラブを核とした連携強化	○指針の評価と見直し	